令和4年度第3回鹿屋市文化財保護審議会 議事録

日時	令和5年2月1日(水)14:00~15:50
場所	串良総合支所(別館第3会議室)
出席委員	○出席9名
(敬称略)	竹之内委員、山口委員、海老原委員、迫委員、川添委員 堂込委員、下出水委員、
	花牟礼委員、井上委員 (松永委員欠席)
事務局及び関	○事務局 (市教育委員会)
係部署出席者	稲村教育次長、山口生涯学習課長、稲村生涯学習課長補佐
	松元文化財センター所長、河野文化財センター次長、福岡主査、郷原主事
	○市建設部
	池之上建設部長、平川参事、白坂道路建設課長、下本地道路建設課術補佐、
	安藤道路建設課主査
河川管理者	○国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所
	下村副所長、門田調査第一課長、川崎鹿屋出張所長
	○鹿児島県大隅地域振興局 建設部 河川港湾課
	小原課長、本後技術補佐、平屋河川砂防第一係長、山路技術専門員
公開•一部公	一部公開
開の別	
傍聴者	8名
会次第	1 開 会
	2 鹿屋市文化財保護審議会会長あいさつ
	3 令和2年7月洪水における旧大園橋(めがね橋)の影響について
	4 審 議
	鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について
	5 報告
	(1) 岡崎古墳群整備事業について
	(2) 台風 14 号に伴う指定文化財等の被害状況について
	6 その他
	7 閉 会

発言者	内容
	1 開会
	2 鹿屋市文化財保護審議会会長あいさつ
(会 長)	・ 昨年度から継続審議となっている市指定有形文化財「大園橋」の指定解除に
	ついて、今回が継続第5回目となる。
	本日は河川管理者である大隅河川国道事務所から「旧大園橋(めがね橋)が

治水に及ぼしている影響等の検討結果」の説明をお願いしてあるので、説明を 受けたのち審議していきたい。

3 令和2年7月洪水における旧大園橋(めがね橋)の影響について

(司 会)

・ 令和2年7月洪水における旧大園橋(めがね橋)の影響について、大隅河川 国道事務所より説明をお願いする。

(大隅河川国道 事務所)

- ・《冒頭、鹿屋市の調査資料をもとに、浸水の時系列的な経過を説明。》
- ・ めがね橋がなかった場合では、令和2年7月洪水と比較してピーク水位で約 25cm 程度の影響があったと想定される。
- ・ また、めがね橋は有って流木がなかった場合は、令和2年7月洪水と比較してピーク水位で約15cm程度の影響があったと想定される。

(司 会)

- ・ ただいまの説明について質問等ないか。
- (委 員)
- ・ 旧大園橋を撤去したら水害が起こらないのか?

(大隅河川国道 事務所)

・ 計算上約 25cm の低減が認められたものの、浸水被害は発生する可能性がある。

(委員)

・ 当地区の浸水被害対策について、予算要求しているか。

(大隅河川国道 事務所)

・ 国と県の管理境で浸水被害が発生しており、国による対策にあわせ鹿児島県 や鹿屋市と一体となって「流域治水」を進めていくことが必要である。具体的 な予算は要求していないが、現行河川整備計画にも長谷堰改築が位置づけら れているので、調査・検討を進めたい。

(大隅地域振 興局)

- ・ 寄州除去や河岸樹木伐採等を実施予定。整備計画策定に向けて予算措置等を 県本庁と調整中。
- (司 会)
- 他に質問はないか。

(委員一同)

- ・なし
- (司 会)
- ・ それでは、会次第(3)令和2年7月洪水における旧大園橋(めがね橋)の 影響についての説明を終了する。
 - ~ 河川管理者・市建設部退席 ~

(会 長)

・ 鹿屋市文化財保護審議会条例第9条において、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとある。

そこで、審議に入る前に皆様にいくつかお諮りしたい。

まず、ひとつ目に、「市指定有形文化財の大園橋の指定解除」について、令和3年9月27日に第1回の審議会を開催し、今回は継続審議として5回目の審議となる。

また、本日は国のシミュレーション結果の説明を受けたが、ここで各委員の 最終的な意見を取りまとめてはどうか。

⇒意見のとりまとめについては、本日の審議内容で判断することとなった。

・ 続いて、ふたつ目に、本日の審議で各委員から意見を伺うにあたり、まだ意 思形成の段階であり外部の方々の前では発言しにくいところもあろうかと思 う。そこで、本審議について、非公開としてはどうか。

⇒審議の公開か非公開については非公開で行うこととなった。

(司 会)

・ これより審議に入るが、会の議長は会長がいたすこととなっているので会長 は議長席へ移動し、進行をお願いする。

(議 長)

・ これより鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について審議していただくが、本日は審議の状況を見ながら、皆さまの意見が最終段階と判断できた場合は、最終的な意見としてまとめることとしたい。

それでは意見をどうぞ。

(委 員)

- ・ 先ほど河川管理者から、旧大園橋(めがね橋)を撤去しても令和2年のよう な大雨が降った場合には越水して災害が起きるとあった。
- ・ 河川管理者や市が住民の生命財産を守るために、しなければいけない大事な ことがある。
- ・ 旧大園橋(めがね橋)だけが水害への直接的な影響ではないというのを考え れば、そのまま文化財として残すべきではないか。

(委 員)

・ 旧大園橋(めがね橋)は明治37年に、当時は地域の活性化や産業の振興、 交通網の整備など考えた上で、石工の方々が知恵を出し、汗を流して作り上げ た。

この石橋を後世に残すためにも文化財保護審議委員である我々は十分協議すべきである。

(委員)

・ 旧大園橋(めがね橋)周辺の肝属川の寄州がきれいに除去されて、ものすご く綺麗になっている。 河川管理者から木の伐採や土砂・寄州の除去を行っていくとあったが、この ようなことをこつこつと行っていくのが大事である。

先人の方が一生懸命作られた旧大園橋(めがね橋)は、私が子どものころ遊んでいた場所でもあり、残すべきである。

(委 員)

・ 皆さんの意見と全く同じである。旧大園橋(めがね橋)は貴重な文化財であるのでぜひ後世に残していただきたい。また、市民や地元の方々に我々の考えを伝えなければいけないと思う。

洪水に関するいろいろな措置は治水工事などの働きかけを行い、重要な石橋 が残っていることを周知することは教育上大事である。

(委 員)

・ 旧大園橋(めがね橋)があるから水害が発生するのであれば、橋を指定解除 せず移設すれば地域の人たちも安心すると最初は思っていた。今日の河川管理 者からの説明では、旧大園橋(めがね橋)を撤去しても、想定ではあるが令和 2年の水害と同じような水量の雨が降れば水害は起こるとあった。

旧大園橋(めがね橋)を撤去しても、そのすぐ下流に現在の大園橋が存在し、 結局は河川にとっては障害物になるので旧大園橋(めがね橋)を撤去する必要 はない。

水害を防ぐことは難しいが、地域住民を守るには水害対策を行うしかない。

(委 員)

・ 河川管理者からの説明で、旧大園橋(めがね橋)があってもなくても水害が 起きるということが分かった。

市民の方々や地元住民の方々はとても心配しているので、河川管理者の方々の意見をしっかりと説明をすればご理解いただけるのではと思う。

旧大園橋(めがね橋)を現地で見て、文化財としての重要性を感じてもらう ことは大事であり、文化財として旧大園橋(めがね橋)が、残ることを希望し ている。

(委 員)

・ 旧大園橋(めがね橋)は文化財として乗損してないし価値も何ら変わってない。これまでの審議会を通して皆さんのいろんな意見に対して、河川管理者と市の方で治水対策についていろいろと対応してもらい、市の指定有形文化財として指定している石橋は残すべきと思う。

現在流出して仮工事で対応している旧大園橋(めがね橋)の水切り部分についてはしっかりと復元していただきたい。

(委 員)

・ 今の河川の状態では大雨が降れば災害が起こる可能性があることから、環境 整備が重要である。

私たちはお互いに住んでいるふるさとをどう守っていくか、残していくかということを考えてみるべきだと思う。

環境整備を含めた上で、旧大園橋(めがね橋)の存続についてみんなで考えていきたい。

(委 員)

・ 河川管理者から木の伐採の予算をつけているということであったが、これは 非常に良いことだと思う。

以前、市の方から内水対策について説明があったが、内水という意味を調べてみると、「排水能力を超える多量の雨が降り、排水が雨水に追いつかず、建物や土地が水につかること」とあった。

令和2年7月の大園地区の水害は、内水からの氾濫が一つの要因ということ だったので、市の方で内水対策を進めていっていただきたい。

(議 長)

・ 大園橋だけが水害の原因ではないというのが重要なところだと思う。 先ほどから皆様が大園橋の重要性について意見を出されているが、旧大園橋 (めがね橋) は一度壊すと二度と再現が難しい貴重な文化財である。 いろいろ審議しながら皆様の意見がまとまっていけばと思う。

(委員)

・ この審議が始まったころは大園橋のことだけに特化した考えだった。その 後、内水氾濫や水害についていろいろ話が出てきて、水害に対して大園橋の直 接的な関係は何なのかと。

今回、橋を残そうかという思いであるが、この橋の問題が起こったことによって、もっとグローバルな環境問題、気候の問題、文化財を忘れかけていること、そして管理もしなくなってきたことなど、いろいろな問題が出てきたと思う。

今新たにこの問題をみんなが扱うようになって初めて、この大園橋をもう一度見直す機運が出てくるのではないか。

私たちは、ただ審議をするだけではなく、文化財のPRや保存活動を行い、個人個人が環境衛生、気候の問題にも思いを馳せていかなければ、こういうことは解決されないと思った。

(委 員)

・ 先ほど、審議で委員の意見をまとめる前に、地域の方々に説明をして理解を いただいてという話があったが、地域の方々が理解されないといけないと重々 承知をしている。

その時に、これから文化財の存在意義や、調査研究を進めて、市の文化財の あり方や意義について事務局と審議会と一緒になって、地域の方々に周知して いかなければならないと思う。

(委員)

・ 審議の冒頭で十分に審議すべきという話をしたが、皆さんからいろんな意見 が出て審議ができているので、本日取りまとめてもいいのではないか。

(議 長)

・ 皆さまからいろいろ意見を伺い十分に審議された。

それではここで、市指定有形文化財大園橋の指定を解除するか、もしくは解除しないか皆様の意見を取りまとめたいと思うがよろしいか。

(委員一同)

良い。

(議 長)

・ それではお諮りする。大園橋の指定を解除するという方は挙手を。

(委 員)

挙手なし。

(議 長)

次に、大園橋の指定を解除しないという方は挙手を。

(委 員)

全委員が挙手。

(議 長)

・ 全会一致で市指定有形文化財大園橋の指定を解除しないと皆さんの意見が まとまった。よろしいか。

(委員一同)

良い。

(議 長)

・ 只今、皆さまの最終的な意見は、市指定有形文化財大園橋の指定は解除しな いとまとまった。

次に、事務局、これからの流れについて説明を。

(事務局)

・ 市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について、本日の審議で皆様の意見 がまとまった。

今後は、本日まとまった意見を基に、審議会の最終的な意見としての建議書の案を作成し、次回の審議会では、その建議書案について皆様から承認をいただき、建議書を確定させたい。

本日の審議では皆様の意見がまとまったということで、審議会の最終的な意 見は次回の審議会で建議書として決定することとなる。

(議 長)

ただいまの説明について何かないか。

(委員一同)

・なし。

(議 長)

・ 審議で皆さまの意見がまとまったので、次回の審議会までに、審議会の最終 意見となる建議書の案を会長・副会長に一任させていただき、次回の審議会で は建議書案について皆さまで審議し、建議書を完成させ審議会の意見としたい がよろしいか。

(委員一同)

良い。

(議 長)

- ・ それでは次回の審議会では建議書案について審議していただきたいと思う。 本日は審議の進行にご協力くださり感謝する。
- (司 会)
- ・ 続いて、会次第(5)の報告からは再度公開となる。これより傍聴者の方々の 入室を案内する。

~ 傍聴者入室 ~

5 報 告

○報告(1) 岡崎古墳群整備事業について

(事務局)

- ・ 本事業は令和元年度からの継続事業である。昨年度に引き続き今年度も古墳 の権威の先生方をお招きし、検討委員会を9月に開催して指導・助言をいただ きながら調査を行っている。
- ○報告(2) 台風14号に伴う指定文化財等の被害状況について
- ・ 一番被害が大きかった輝北町の谷田の六地蔵の改修など終了した。 白寒水の古石塔については、後日職員で破損部分の修復作業を行う予定であ る。

6 その他

(委 員)

文化財保存活用地域計画について。

これは各市町村で文化財を網羅し、それぞれの重要度を決めて指定すべきものは指定し、保存措置を講じながら整備し活用するものである。

この計画を作らないと、文化庁からの補助金がもらえなくなるので、鹿屋市 も計画策定に取り組んでいただきたい。

(事務局)

・ 文化財保存活用地域計画とは、市町村が取り組んでいく目標などを記載した、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランである。

計画策定までの流れについては、昨年度末に県が策定した大綱に基づき、市町村で計画を作っていくことになるが、本市では先進地視察を今年度行う予定である。また、来年度以降については、予算措置や人員関係の調整など行いながら計画的に進めていきたい。

(委 員)

・ これからの文化財審議の役目は、文化財の保存活用を推進しながらもっと活性化していけたらと思う。

(事務局)

・ 本日の審議で、教育委員会から昨年度諮問させていただいた指定有形文化財

大園橋の指定解除について、先ほどの審議において委員皆様の意見として指定 は解除しないとまとまった。

今後については、次回の審議会で本日まとまった意見を基に、審議会の最終的な意見とする建議書の案について、皆様に審議いただき最終的に建議書を確定させたいと思う。

7 閉会